

議 会 対 応 職 員 の 借 上 料 の 支 出 を 違 法 ・ 不 当 と し て
必 要 な 措 置 を 求 め る 住 民 監 査 請 求 の 監 査 結 果 に つ い て

東京都監査委員	こいそ	明
同	名 取	憲 彦
同	三 栖	賢 治
同	筆 谷	勇 子
同	金 子	庸 子

第 1 請 求 の 受 付

1 請 求 人

世田谷区 後 藤 雄 一

2 請 求 書 の 提 出

平成20年12月25日

3 請 求 の 内 容

(1) 主 張 事 実

ア 趣 旨

(ア) 請求人は、「議会对応により生じた各局ごとに職員の宿泊（宿泊ホテル名、宿泊期間、人数、泊数、宿泊代）に関する情報の分かる文書」を情報公開請求した。

(イ) 各局は、上記請求内容を一覧表にした文書を作成し、請求人に情報提供した。

(ウ) 各局が作成した一覧表を精査したところ、以下の違法・不当な事案が判明したので、返還・改善を求める。

イ 改善を求める事案

(ア) 本件議会对応ホテル宿泊は、答弁調整に係る職員の作業が徹夜となり、「仮眠・シャワー等」の為といわれている。

(イ) 宿泊料の算出根拠を精査すると「職員の旅費に関する条例／別表第1」の

区分に従い、宿泊料から食卓料を引いた

部長以上(8級以上)・・・12,000円、課長(6級、7級)・・・10,900円

一般職員(5級以下)・・・8,800円

となっている。

	宿 泊 料	食 卓 料	宿泊費限度額
部長以上	15,000円	3,000円	12,000円
課 長	13,500円	2,600円	10,900円
一 般 職	11,000円	2,200円	8,800円

(ウ) しかし、本件議会对応ホテル宿泊は、通常の出張による宿泊ではなく、残業の「仮眠、シャワー等」の必要から生じているものである。

(エ) 各局の一覧表からは「職層ごとに支給される宿泊費の上限のホテル」に宿泊していることがわかる。

以下知事本局を例に説明する。

a 平成19年度

課長以上・・・ヒルトン東京・・・・・・・・・・10,900円

その他一般職・・・京王プレッソイン新宿・・・8,400円

平成20年度

部長以上・・・ヒルトン東京・・・・・・・・・・12,000円

課長以下・・・京王プレッソイン新宿・・・8,400円

b 平成20年4月?にヒルトン東京の料金改定があり、課長職がいつも泊まっていた10,900円のクラスの部屋が12,000円に値上げされ、課長の限度額である10,900円で泊まれなくなり、格下の京王プレッソイン新宿(8,400円)に泊まることになった。

(オ) 本件議会对応ホテル宿泊は「仮眠・シャワー等」の為であるにもかかわらず、わざわざ職層ごとの支給上限の高級ホテルを探し宿泊していることは明白である。

(カ) 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第2条第14項には

「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、・・・、最少の経費で最

大の効果を挙げるようにしなければならない。」と定めがある。

(キ) 本件議会对応ホテル宿泊の支出は、「仮眠・シャワー等」の為であるにもかかわらず、職層支給上限に近いホテルをわざわざ選んでおり、法第2条第14項の「最少の経費で最大の効果」の規定に違反している。

ウ 改善・返還を求める事案

(ア) 提供された一覧表を精査すると、オリンピック招致本部などは課長の宿泊代支給の上限が10,900円であるにもかかわらず、部長以上が泊まるヒルトンに宿泊している課長職がいる。

(イ) 「部長等との連絡の必要性から、ヒルトンに宿泊する必要がある」との増額の手続きを取っていると担当者は説明するが、そもそも本件議会对応ホテル宿泊は、海外等での宿泊と違い「ただの仮眠・シャワー」が目的であり、連絡の必要などない。

エ 返還を求める事案

(ア) 平成20年3月13日、選挙管理委員会事務局長は、議会对応のため京王プラザホテルに15,000円で宿泊している。また、下水道局も同日新宿ワシントンホテルに13,400円で宿泊している職員がいる。

(イ) しかし、本件議会对応のホテル宿泊は、答弁調整等が深夜に及ぶこと「仮眠・シャワー等」が理由とされていることから職員の旅費に関する条例／別表第1の宿泊料から食卓料を引いた額を基準にしている。

(ウ) 選挙管理委員会、下水道局で宿泊した職員が、部長以上としても上記基準から支払える上限の12,000円を超えて支払を行っていることになる。

(2) 措置請求

ア 改善を求める事案

宿泊する人数を最小限にすることは当然であるが、今後は職層でホテルを選ぶことなく、「仮眠・シャワー等」の為であることを考慮し、最少の経費のホテルを選ぶことを求める。

イ 改善・返還を求める事案

今後は職層でホテルを選ぶことなく、「仮眠・シャワー等」の為であることを考慮し、最少の経費のホテルを選ぶことを求めるのは当然だが、課長の宿泊費の増額は「裁量の逸脱」であり、差額の返還を求める。

ウ 返還を求める事案

選挙管理委員会は3,000円、下水道局は1,400円を返還させるよう求める。

4 請求の要件審査

法第242条第2項は、請求の期間について、財務会計行為があった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをするにはできないとし、正当な理由があるときはこの限りでないとしている。

本件請求において請求人は、議会对応により生じた職員の宿泊にかかる宿泊施設の借上料（以下「本件借上料」という。）の支出が、法第2条第14項に違反するなどとして、必要な措置を講ずることを求めているものと解される。

ところで、請求人は請求期間の1年を超える平成19年12月24日以前の本件借上料の支出については、正当な理由があることを主張立証していない。

よって、請求日前1年以内の本件借上料の支出を、法第242条所定の要件を備えているものと認め、監査を実施する。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

平成19年12月25日から平成20年12月25日までの本件借上料の支出を監査対象とした。

2 監査対象局等

知事本局、東京オリンピック・パラリンピック招致本部（以下「招致本部」という。）、総務局、財務局、主税局、生活文化スポーツ局（以下「生文スポーツ局」という。）、都市整備局、環境局、福祉保健局、病院経営本部、産業労働局、中央卸売市場、建設局、港湾局、会計管理局、交通局、水道局、下水道局、教育庁及び選挙管理委員会事務局（以下「選管事務局」という。）を監査対象とした。

3 証拠の提出及び陳述等

法第242条第6項の規定に基づく陳述については、請求人から陳述を行わない旨の申出があったため、実施しなかった。

なお、請求人から新たな証拠の提出はなかった。

また、平成21年1月28日に、総務局職員、招致本部職員、下水道局職員及び選管事務局職員の陳述の聴取を行った。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 宿泊施設の借上料の支出について

普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務を処理するために必要な経費を支弁すると規定されている（法第232条第1項）。

(2) 本件借上料の取扱いについて

ア 総務局では、本件借上料について、「宿泊施設の「借上料」の取り扱いについて」（平成14年7月15日付14総総総第645号総務局長決定。以下「本件宿泊基準」という。）を定め、行政委員会事務局長及び公営企業管理者を除く知事部局各局長に対して、その取扱いの基準を示している。

本件宿泊基準の内容は以下のとおりである。

1 基本的な考え方

ホテル等への宿泊がやむを得ないと認められる特段の事情がある場合に限り、宿泊施設の借上げを認めるものとする。

2 宿泊がやむを得ないと認められる特段の事情がある場合

(1) 議会对応等公務上の必要から、庁舎付近に滞在し、深夜、緊急に対処すべき事由の発生に備える必要がある場合

(2) 早朝又は深夜勤務のため、公共交通機関を使用することができない場合で、当該職員がタクシーを使用するよりもホテル等に宿泊した方が経済的に安価であり、かつ事前に所属課長の承認を得ていた場合

3 宿泊施設の借上料

(1) 借上料は、職員の旅費に関する条例（昭和26年東京都条例第76号。以下「旅費条例」という。）に定める宿泊料に準ずるものとする。

(2) 借上料には、朝食代等は含まないものとし、宿泊料（甲地方）から食卓料を控除した額の範囲内の実費額とする。

(3) (1) 及び (2) により難い特別の事情がある場合には、局の庶務担当課長と協議のうえ、増額できるものとする。

イ 総務局では、本件宿泊基準を定めた旨を、行政委員会事務局長及び公営企業管理者に通知しており、行政委員会事務局長及び後述ウを除いた公営企業管理者は、本件宿泊基準を準用している。

ウ 下水道局では、本件宿泊基準に基づいて、本件宿泊基準と同内容の「宿泊施設の「借上料」の取り扱いについて」（平成14年8月26日付14下総総第312号下水道局長決定。以下「下水道局宿泊基準」という。）を定めている。

エ 本件宿泊基準及び下水道局宿泊基準に基づく本件借上料は、表1のとおりである。

(表1) 職層別の本件借上料

区 分	宿 泊 料 (a)	食 卓 料 (b)	借 上 料 (a) - (b)
8 級以上 (局・部長級)	15,000 円	3,000 円	12,000 円
6・7 級 (課長級)	13,500 円	2,600 円	10,900 円
5 級以下 (一般職員)	11,000 円	2,200 円	8,800 円

(3) 本件借上料の支出について

監査対象局全20局における、平成19年12月25日から平成20年12月25日までの、宿泊施設別の本件借上料の支出状況は、表2のとおりである。

また、監査対象局における職層ごとの宿泊状況は、表3、表4及び表5のとおりである。

(表2) 宿泊施設別の本件借上料の支出状況 (全20局合計)

宿泊施設名	住 所	宿泊数 (泊)	借上料合計 (円)
A	西新宿6丁目	770	8,180,800
B	西新宿3丁目	505	4,242,000
C	西新宿4丁目	78	659,190
D	西新宿3丁目	590	5,518,400
E	西新宿3丁目	300	2,345,186
F	西新宿2丁目	1	15,000
合 計		2,244	20,960,576

(表3) 8級以上の職員にかかる宿泊状況

→ 上限額の範囲内 (単位：泊)

1泊当たりの 借上料 局名	12,001円 以上	12,000円	11,999円 ～10,901円	10,900円	10,899円 ～8,801円	8,800円	8,799円 以下
知事本局		8		17			7
招致本部		9		18			
総務局		1		13			
財務局							17
主税局		4		10		1	10
生文スポーツ局		7		9			
都市整備局				125			14
環境局				7			10
福祉保健局	1	23		22		1	2
病院経営本部		4		5			
産業労働局				30			24
中央卸売市場	1						2
建設局				78		11	10
港湾局				11			
会計管理局				3			
交通局				2			
水道局		9		11			
下水道局	1						
教育庁		4		4			3
選管事務局	1						
合計	4	69		365		13	99

(表4) 6級の職員及び7級の職員にかかる宿泊状況

1泊当たりの 借上料 局名	→ 上限額の範囲内 (単位:泊)						
	12,001円 以上	12,000円	11,999円 ~10,901円	10,900円	10,899円 ~8,801円	8,800円	8,799円 以下
知事本局				44			27
招致本部		3		1			
総務局				39			1
財務局							107
主税局						2	9
生文スポーツ局				11			51
都市整備局				80		2	68
環境局				14			12
福祉保健局		18		20			2
病院経営本部				8			6
産業労働局				33			23
中央卸売市場							18
建設局				42		1	12
港湾局				7			
会計管理局							
交通局				12			
水道局		6		6			
下水道局							
教育庁				6			
選管事務局							
合計		27		323		5	336

(表5) 5級以下の職員にかかる宿泊状況

→ 上限額の範囲内

(単位：泊)

1泊当たりの 借上料 局名	12,001円 以上	12,000円	11,999円 ～10,901円	10,900円	10,899円 ～8,801円	8,800円	8,799円 以下
知事本局							85
招致本部				12		6	
総務局							27
財務局							119
主税局						3	29
生文スポーツ局							13
都市整備局						63	60
環境局							39
福祉保健局		1		24	2	78	48
病院経営本部				8		8	34
産業労働局							80
中央卸売市場							19
建設局						56	62
港湾局							21
会計管理局							24
交通局							11
水道局		7		6			
下水道局							19
教育庁				10		12	17
選管事務局							
合計		8		60	2	226	707

2 監査対象局の説明

(1) 総務局

ア 本件宿泊基準について

総務局においては、宿泊施設の借上げについて、本件宿泊基準により、各局長あて基準を示している。

本件宿泊基準においては、基本的な考え方として、「ホテル等への宿泊がやむを得ないと認められる特段の事情がある場合に限り、宿泊施設の借上げを認めるものとする」と定めている。

監査対象となっている、議会对応に伴う宿泊については、本件宿泊基準上、主に「議会对応等公務上の必要から、庁舎付近に滞在し、深夜、緊急に対処すべき事由の発生に備える必要がある場合」として認めている。

また、本件宿泊基準においては、宿泊施設の借上料について、三点定めている。

一点目として、「借上料は、旅費条例に定める宿泊料に準ずるものとする」とし、借上料の上限について、旅費条例に準拠する旨定めている。

二点目として、「借上料には、朝食代等は含まないものとし、宿泊料から食卓料を控除した額の範囲内の実費額とする」とし、旅費条例に定める宿泊料の上限から、同じく旅費条例に定める食費相当額である「食卓料」を差し引いた額を上限とする旨を定めている。

三点目として、「これら二点によりがたい特別の事情がある場合には、局の庶務担当課長と協議のうえ増額できるものとする」旨を示し、本件宿泊基準に示す上限以内での対応が困難な場合において、各局における対応が可能となるよう定めている。

以上のように、本件宿泊基準は、宿泊について、やむを得ない特段の事情がある場合に限るとともに、その費用についても、合理性・客観性を担保する観点から旅費条例に準拠するものと定めており、この内容は社会通念の範囲においても妥当なものであると考えている。

イ 監査対象期間中における宿泊について

請求人は、本件議会对応ホテル宿泊について、「仮眠・シャワー等の為であるにもかかわらず、職層支給上限額に近いホテルをわざわざ選んでおり、法第2条第14項に違反している」、「職層でホテルを選ぶことなく、「仮眠・シャワー等」の為であることを考慮し、最少の経費のホテルを選ぶことを求める」などと

している。

しかし、議会对応における宿泊は、主に、公務上必要な職務として庁舎付近に滞在し、深夜、緊急に対処すべき事由の発生に備える必要から行っているものであり、目的が単なる仮眠・シャワー等に限られるものではない。

また、宿泊するホテルの選択は、旅費条例に準拠した基準の範囲内で、緊急対応に適した都庁近辺のホテルの中から適正に行っているのであり、法第2条第14項に違反するとする請求人の主張には理由がない。

また、職層によりホテルが異なる事例についても、同様に本件宿泊基準に適合した行為であり、請求人の主張には理由がないと考える。

なお、総務局における議会对応により生じた職員の宿泊についてであるが、今回の監査対象期間である平成19年12月25日から平成20年12月25日までの間、総務局全体で合計81泊の宿泊があったが、これらの宿泊については、すべて本件宿泊基準内で適正に行っている。

(2) 招致本部

招致本部では、本件宿泊基準に基づき、借上料の支出を行っている。

今回監査の対象となっているのは、議会对応により生じた職員の宿泊についてであるが、招致本部については、「改善・返還を求める事案」として、課長級職員が本件宿泊基準以上の借上料で宿泊している点である。

以下、本件宿泊に関する借上料の支出について述べる。

ア 請求人の主張

借上料について、請求人は、宿泊料から食卓料を除いた額を超えて支出した違法・不当な額を返還すべきであると主張している。

イ 借上料支出にかかる状況

都議会開催中の対応に当たっては、緊急時の迅速な連絡体制を確保するため、招致本部職員をすべて同一施設に宿泊させる必要がある。このため課長級職員1名について、シングル1室を使用することとし、借上げに必要な経費を増額して支出した。

宿泊の目的は単なる仮眠・シャワー等に限られるものではなく、深夜、緊急に対処すべき事由の発生に備える必要から行っているもので、別の宿泊施設に宿泊することは緊急の連絡等に支障が生じるとの判断からである。

当該職員1名以外は理事級を含めた部長級以上の職員であり、上記の事由か

ら課長級職員1名の増額が妥当であると判断した。

ウ 招致本部の見解

本件宿泊は、本件宿泊基準に基づき、適正な処理を行って増額決定し、支出したところである。

よって、請求人の主張には理由がないと考える。

招致本部としては、今後とも、本件宿泊基準に基づき、借上料の支出について、適正な執行に努めていく。

(3) 下水道局

ア 宿泊施設の借上げの基準について

下水道局では、宿泊施設の借上げについて、本件宿泊基準に基づき、下水道局宿泊基準を定めている。

イ 本件監査請求に係る事実関係について

平成20年3月13日の都議会予算特別委員会質疑は、開会予定時刻の午後1時に議事が開かれず、夕刻となっても議事日程が定まらない状況であり、議事が翌14日の早朝にまで及ぶことも予想されたため、緊急対応のための宿泊が必要となった。

そこで、急きょ、都庁舎に隣接するいくつかのホテルに宿泊の照会を行ったが、下水道局宿泊基準額を超える客室にしか空き室がなかった。このため、下水道局宿泊基準に基づき、総務課長決定により増額の上、借上料を支出したものである。

ウ 本件監査請求について

以上、本件宿泊にかかる借上料の支出は、下水道局宿泊基準に基づき適切に行われたものである。

したがって、請求人の主張には理由がないと考える。

エ 今後の対応について

下水道局としては、今後とも、下水道局宿泊基準に基づき、宿泊施設の借上げの適正な運用に努めていく。

(4) 選管事務局

選管事務局においては、宿泊施設の借上げについて平成14年に総務局が各局に示した本件宿泊基準に基づき、借上料を支出している。

今回の選管事務局に対する監査の対象は、「返還を求める事案」として、平成20年3月13日に選管事務局長が議会对応のために宿泊した際、1万5,000円の借上料を支払ったという点であるが、本件住民監査請求に関する選管事務局の見解は、以下のとおりである。

ア 請求人の主張

請求人は、旅費条例別表第一の区分に従い、部長級以上の職員の借上料限度額は、宿泊料から食卓料を引いた1万2,000円であり、これを超えて支出した1万5,000円との差額3,000円は違法・不当であるから、返還すべきであると主張している。

イ 宿泊日の状況

本件宿泊日の予算特別委員会は、開会時間が予定より7時間近く遅れ午後8時近くになり、終了が深夜に及ぶことが予想され、宿泊日の夜になって、急きょ、宿泊施設を確保する必要が生じた。

ウ 選管事務局の見解

本件宿泊は、本件宿泊基準に基づき、適正な処理を行って増額決定し、支出したところである。

よって、請求人の主張には理由がないと考える。

選管事務局としては、今後とも、本件宿泊基準に基づき、借上料の支出について適正な執行に努めていく。

3 判断

本件請求において請求人は、以下の点を違法と主張しているものと解される。

ア 本件宿泊基準に定める職層ごとの本件借上料上限額（以下「上限額」という。）

と同額の又は上限額に近い本件借上料を支出したこと。

イ 上限額を超過する本件借上料を支出したこと。

これらのことについて、前記事実関係の確認、監査対象局の説明及び関係資料の調査に基づき、次のように判断する。

(1) 本件借上料の支出について

普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務を処理するために必要な経費を支弁すると定められている（法第232条第1項）。

本件宿泊基準においては、本件借上料は、議会对応等公務上の必要から、庁舎

付近に滞在し、深夜、緊急に対処すべき事由の発生に備える必要がある場合、もしくは、早朝又は深夜勤務のため公共交通機関を使用することができない場合で、当該職員がタクシーを使用するよりもホテル等に宿泊した方が経済的に安価であり、かつ事前に所属課長の承認を得ていた場合という、ホテル等への宿泊がやむを得ないと認められる特段の事情がある場合に支出が認められている。

こうした議会対応等にかかる職員の宿泊は、円滑な都政の遂行上、やむを得ないものと認められるが、必要最少限度に止めるよう配慮すべきであることは言うまでもないことである。

(2) 本件借上料の支出状況について

平成19年12月25日から平成20年12月25日までの、監査対象局における本件借上料の支出について、1件ごとに調査したところ、本件借上料の支出は、監査対象局合計で2,244泊分あり、その内訳は、上限額の範囲内のもの2,143泊分、上限額を超過したもの101泊分である。

さらに、上限額を超過したもの101泊分の内訳は、職層の異なる職員が同一施設に宿泊したもの95泊分及びその他の事由によるもの6泊分である(表6のとおり)。

以下、上限額の範囲内のもの(後述(3)のとおり)、職層の異なる職員が同一宿泊施設に宿泊し、上限額を超過したもの(後述(4)のとおり)、及び、その他の事由により上限額を超過したもの(後述(5)のとおり)について、それぞれ検討する。

(表6) 上限額を超過した宿泊の状況

(単位：泊)

局名	8級以上	7・6級	5級以下	合計	理由	
					同一宿泊施設	その他の事由
招致本部		3	12	15	15	
福祉保健局	1	18	27	46	43	3
病院経営本部			8	8	8	
中央卸売市場	1			1		1
水道局		6	13	19	19	
下水道局	1			1		1
教育庁			10	10	10	
選管事務局	1			1		1
合計	4	27	70	101	95	6

(3) 上限額の範囲内のものについて

上限額の範囲内で本件借上料を支出したものは、監査対象局のうち、選管事務局を除く19局、2,143泊分であり、当該各支出について、以下の事実を確認した。

ア 当該19局の説明によれば、当該各支出にかかる宿泊は、いずれも議会对応の必要から、庁舎付近に滞在し、深夜、緊急に対処すべき事由の発生に備える必要があったため、又は、議会对応にかかる早朝又は深夜勤務のため、公共交通機関を使用することができず、職員がタクシーを使用するよりもホテルに宿泊した方が経済的に安価であったためであること。

イ 当該各支出にかかる書類によれば、本件借上料は、いずれも食事代を含まない実費額であること。

ウ 当該各支出にかかる書類によれば、当該各支出にかかる宿泊は、いずれも事前に所属課長の承認を得ていたこと。

エ 当該各支出にかかる宿泊において使用した宿泊施設は、いずれも都庁舎から500メートル以内であり、都庁舎付近に位置すること。

オ 表3、表4及び表5のとおり、上限額の範囲内で支出した、職層ごとの本件借上料の金額は、上限額を下回るものも相当数あること。

これらのことから、上限額の範囲内の本件借上料の支出は、いずれも本件宿泊

基準に則っているものと認められる。

また、本件借上料の金額は、必ずしも上限額に偏っているとはいえないことから、上限額と同額の又は上限額に近い金額を意図的に支出しているものとも認められない。

(4) 職層の異なる職員が同一宿泊施設に宿泊し、上限額を超過したものについて

本件宿泊基準によれば、上限額を超過する借上料を支出できるのは、特別の事情がある場合に限定され、当該事情がある場合は、局の庶務担当課長と協議のうえ、増額できるものとする定められている（本件宿泊基準3（3））。

職層の異なる職員が同一宿泊施設に宿泊し、上限額を超過する本件借上料を支出したものは、監査対象局のうち、招致本部、福祉保健局、病院経営本部、水道局及び教育庁の5局、95泊分、借上料合計108万2,300円、増額金額合計18万1,300円であり、当該各支出について、以下の事実を確認した。

ア 当該5局の説明によれば、当該各支出にかかる宿泊は、いずれも議会对応の必要から、庁舎付近に滞在し、深夜、緊急に対処すべき事由の発生に備える必要があったためであること。

イ 当該各支出にかかる書類によれば、本件借上料は、いずれも食事代を含まない実費額であること。

ウ 当該各支出にかかる書類によれば、当該各支出にかかる宿泊は、いずれも事前に所属課長の承認を得ていたこと。

エ 当該各支出にかかる宿泊において使用した宿泊施設は、いずれも都庁舎から500メートル以内にあり、都庁舎付近に位置すること。

オ 当該5局の説明によれば、当該各支出にかかる宿泊については、いずれも議会对応にかかる上司との密接かつ迅速な連絡調整を行う必要性から、同一の宿泊施設に宿泊しなければならないためであること。

カ 当該各支出にかかる書類によれば、当該各支出については、いずれも当該5局の庶務担当課長とそれぞれ協議が行われていたこと。

これらのことから、職層の異なる職員が同一宿泊施設に宿泊し、上限額を超過したものは、いずれも本件宿泊基準には則っているものと認められる。

ところで、議会对応にかかる職員の宿泊について、当該5局を除く監査対象局

の中には、職層の異なる職員が庁舎付近の同一の宿泊施設に宿泊しながら、本件宿泊基準の範囲内で本件借上料の支出を行っている事例も見られることから、当該5局について、別項のとおり意見を付する。

(5) その他の事由により上限額を超過したものについて

本件宿泊基準によれば、上限額を超過する借上料を支出できるのは、特別の事情がある場合に限定され、当該事情がある場合は、局の庶務担当課長と協議のうえ、増額できるものとする定められている（本件宿泊基準3（3））。

その他の事由により上限額を超過する本件借上料を支出したものは、監査対象局のうち、福祉保健局、中央卸売市場、下水道局及び選管事務局の4局、6泊分である。

ア 福祉保健局における上限額を超過した本件借上料の支出の状況は、表7のとおりである。

(表7) 本件借上料の支出の状況 (単位:円)

宿泊日 (平成20年)	宿泊者	宿泊施設名	借上料	宿泊基準額	増額金額
9月29日	8級の職員	A	16,000	12,000	4,000
11月13日	5級の職員	C	10,395	8,800	1,595
11月20日	5級の職員	C	10,395	8,800	1,595

上限額を超過した本件借上料の支出について、以下の事実を確認した。

- (ア) 局の説明によれば、当該各支出にかかる宿泊は、いずれも議会対応の必要から、庁舎付近に滞在し、深夜、緊急に対処すべき事由の発生に備える必要があったため、又は、議会対応にかかる深夜勤務のため、公共交通機関を使用することができず、職員がタクシーを使用するよりもホテルに宿泊した方が経済的に安価であったためであること。
- (イ) 当該各支出にかかる書類によれば、本件借上料は、いずれも食事代を含まない実費額であること。
- (ウ) 当該各支出にかかる書類によれば、当該各支出にかかる宿泊は、いずれも

事前に所属課長の承認を得ていたこと。

- (エ) 当該各支出にかかる宿泊において使用した宿泊施設は、いずれも都庁舎から500メートル以内にあり、都庁舎付近に位置すること。
- (オ) 局の説明によれば、当該各支出にかかる宿泊は、いずれも都議会厚生委員会の対応にかかる深夜勤務のため、急ぎよ宿泊する必要性が生じたものであるが、上限額を超過する借上料の宿泊施設しか残っておらず、やむを得ず宿泊したこと。
- (カ) 当該各支出にかかる書類によれば、当該各支出については、いずれも局の庶務担当課長とそれぞれ協議が行われていたこと。

これらのことから、福祉保健局において上限額を超過したものは、いずれも本件宿泊基準に則っているものと認められる。

イ 中央卸売市場における上限額を超過した本件借上料の支出の状況は、表8のとおりである。

(表8) 本件借上料の支出の状況

(単位:円)

宿泊日 (平成20年)	宿泊者	宿泊施設名	借上料	宿泊基準額	増額金額
11月13日	8級の職員	D	12,400	12,000	400

上限額を超過した本件借上料の支出について、以下の事実を確認した。

- (ア) 当該支出にかかる書類によれば、当該支出にかかる宿泊は、議会对応にかかる深夜勤務のため、公共交通機関を使用することができず、職員がタクシーを使用するよりもホテルに宿泊した方が経済的に安価であったためであること。
- (イ) 当該支出にかかる書類によれば、本件借上料は、いずれも食事代を含まない実費額であること。
- (ウ) 当該支出にかかる書類によれば、当該支出にかかる宿泊は事前に所属課長の承認を得ていたこと。
- (エ) 当該支出にかかる宿泊において使用した宿泊施設は、都庁舎から500メートル以内にあり、都庁舎付近に位置すること。

(オ) 場の説明によれば、平成20年11月13日は、都議会公営企業会計決算特別委員会の対応にかかる深夜勤務のため、急きょ宿泊する必要が生じたが、通常利用している上限額の範囲内で宿泊できる宿泊施設が満室だったため、上限額を超過する借上料の宿泊施設にやむを得ず宿泊したこと。

(カ) 当該支出にかかる支出関係書類によれば、当該支出については、場の庶務担当課長と協議が行われていたこと。

これらのことから、中央卸売市場において上限額を超過したものは、本件宿泊基準に則っているものと認められる。

ウ 下水道局及び選挙管理委員会事務局における上限額を超過した本件借上料の支出の状況は、表9のとおりである。

(表9) 本件借上料の支出の状況

(単位:円)

宿泊日 (平成20年)	宿泊者	宿泊施設名	借上料	宿泊基準額	増額金額
3月13日	9級の職員	D	13,400	12,000	1,400
3月13日	9級の職員	F	15,000	12,000	3,000

上限額を超過した本件借上料の支出について、以下の事実を確認した。

(ア) 両局の説明によれば、当該各支出にかかる宿泊は、いずれも議会对応の必要から、庁舎付近に滞在し、深夜、緊急に対処すべき事由の発生に備える必要があったためであること。

(イ) 当該各支出にかかる書類によれば、本件借上料は、いずれも食事代を含まない実費額であること

(ウ) 当該各支出にかかる宿泊において使用した宿泊施設は、いずれも都庁舎から500メートル以内にあり、都庁舎付近に位置すること。

(エ) 両局の説明によれば、平成20年3月13日は、都議会予算特別委員会の議事が翌14日の早朝にまで及ぶことが予想されたため、急きょ宿泊が必要となったものであるが、上限額を超過する借上料の宿泊施設しか残っておらず、やむを得ず宿泊したこと。

(オ) 当該各支出にかかる書類によれば、当該各支出については、いずれも両局の庶務担当課長とそれぞれ協議が行われていたこと。

これらのことから、下水道局及び選挙管理委員会事務局において上限額を超過したものは、いずれも本件宿泊基準に則っているものと認められる。

以上のことから、上限額と同額の又は上限額に近い本件借上料を支出したこと及び上限額を超過する本件借上料を支出したことを違法とする請求人の主張にはいずれも理由がない。

4 結 論

(1) 結論

本件借上料の支出にかかる請求人の主張には理由がない。

(2) 意見

職層の異なる職員が同一宿泊施設に宿泊する場合に、局によっては本件宿泊基準の範囲内で本件借上料の支出を行っている事例も見られることから、招致本部、福祉保健局、病院経営本部、水道局及び教育庁においては、本件宿泊基準の趣旨・目的を踏まえ、経済性の観点から、本件宿泊基準の範囲内で本件借上料の支出に努めていくべきである。